

川崎市溝口駅周辺地区基本構想改定の概要

1. 経緯

平成29年2月16日作成

平成29年3月31日公表

2. 川崎市の概要

人口：	1,491,629人	(平成29年3月末現在)
世帯数：	704,685世帯	(平成29年3月末現在)
面積：	144.35 km ²	(平成29年3月末現在)
高齢者数：	282,413人	(平成28年3月末現在)
身体障害者数：	36,300人	(平成27年3月末現在)

3. 旅客施設及び重点整備地区

(1) 旅客施設

武蔵溝ノ口駅：1日平均利用者数83,756人 (平成27年度)

溝の口駅：1日平均利用者数205,197人 (平成27年度)

(2) 重点整備地区

主な施設：高津区総合庁舎、みぞのくち市税事務所、北部身体障害者福祉会館、ノクティプラザ1、すくらむ21（男女共同参画センター）、てくのかわさき 等

概要

- ・溝口駅周辺は、本市において、魅力とにぎわいのある、市民の生活を支える拠点である「地域生活拠点」に位置づけられている。
- ・溝口駅の周辺には、駅から500m圏内に、高津区役所や高津市民館をはじめ、行政施設、福祉施設、医療施設、商業施設等が多く立地しており、これらの施設を利用するため、高齢者、障害者等を含む多くの市民が駅及び駅周辺に訪れる地区であり、早期に構想改定を行う必要がある。

4. 基本構想（改定）の特徴

（１）改定の基本的な考え方

- ・溝口駅周辺地区においては、平成 16 年度に旧交通バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び高齢者や障害者等の不特定多数の利用が考えられる公共的施設を結ぶ経路についてバリアフリー化の取組を進め、概ね事業が完了している。
- ・平成 18 年度の新法制定を踏まえ、バリアフリー基本構想の内容を継承しつつ、新たに施設間を結ぶ経路の追加や建築物特定事業の追加を行う。
- ・また、すでに構想に位置づけられている経路等については、その管理状態やバリアフリー化による利便性等を踏まえ、必要なバリアフリー化の事業を追加する。

（２）目的施設の設定

- ・高齢者や障害者等が日常的に利用する施設のうち、鉄道・駅を利用して施設に行く人が多く、かつ、駅から徒歩圏内（概ね 500m 圏）にあつて、駅から施設までは徒歩で行く場合が多い、不特定多数の人の利用ニーズが高い施設を『目的施設』として設定する。
- ・このうち、駅と当該施設、または当該施設間を結ぶ経路について、特にバリアフリー化の必要性が高い施設を、バリアフリー法に基づく『生活関連施設』とする。
- ・構想改定にあたり、既存構想を策定した後に整備された施設のうち、上記に該当する施設を新たに追加する。

（３）経路の設定

- ・構想改定にあたり、追加した目的施設への概ねの移動方向とそれぞれへの移動経路を勘案し、追加した目的施設と駅や既存の目的施設とを結ぶ経路を追加する。
- ・バリアフリー法には生活関連施設間を結ぶ経路として、生活関連経路という用語があるが、本市では、それを 2 つに分け、バリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施する経路を『生活関連経路』、また、地形的制約等により当面の整備計画がないが、可能な限りバリアフリー化のための整備を実施する経路を『バリアフリー経路』とする。どちらもバリアフリー法上は、生活関連経路である。

5. 事業の概要

(1) 既存の構想で指定された経路・施設等における事業

- ・既存のバリアフリー基本構想に位置づけられた事業は、以下に示すとおりである。
- ・溝口駅や歩道等のバリアフリー化の事業は概ね完了している。放置自転車等への対策などについては、今後も継続して取り組んでいく。

種別	対象	事業内容	事業者	実施目標
公共交通に関する事業	溝の口駅	トイレの音声案内の音の改善	東京急行電鉄(株)	平成 28 年度
		ホーム転落防止措置(ホームドアの設置)		平成 29 年度
道路に関する事業	経路 1-4	グレーチングの網目幅の改善	川崎市	平成 32 年度
	経路 2-3	グレーチングの網目幅の改善		平成 32 年度
交通安全に関する事業	経路 2	横断歩道の道路標示の塗り替え	神奈川県公安委員会	平成 32 年度

(2) 新たに追加する特定事業等

- ・重点整備地区の区域内において実施するバリアフリー化に向けた事業を以下に示す。
- ・ここに特定事業等として示された事業内容について、各施設管理者は特定事業計画を作成し、バリアフリー法に基づく基本方針に定められている平成32年度までを目標として、事業を実施するものとする。

追加した経路・施設等における特定事業

種別	対象	事業内容	事業者	実施目標	
道路特定事業	経路 14	グレーチングの網目幅の改善	川崎市	平成 32 年度	
	経路 15	視覚障害者誘導用ブロックの改善 (JIS 規格適合ブロックへの付け替え)		平成 32 年度	
	経路 16	視覚障害者誘導用ブロックの改善 (JIS 規格適合ブロックへの付け替え)		平成 32 年度	
		グレーチングの網目幅の改善		平成 32 年度	
	経路 17	視覚障害者誘導用ブロックの改善 (破損部分の再整備、JIS 規格適合ブロックへの付け替え)		川崎市	平成 32 年度
		歩道舗装の改善 (歩道タイル等の破損部分の再整備)			
	経路 17-3	グレーチングの網目幅の改善		平成 32 年度	
	経路 19	グレーチングの網目幅の改善		平成 32 年度	
	経路 21	グレーチングの網目幅の改善		平成 32 年度	
経路 24	視覚障害者誘導用ブロックの改善 (破損部分の再整備)	平成 32 年度			
交通安全特定事業	重点整備地区内	違法駐車行為の防止 (川崎市による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施)	川崎市 高津警察	随 時	

6. 利用者の意見の反映

(1) 策定組織への参画

- ・基本構想の策定にあたって、川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議（1回）及び溝口駅周辺地区まち歩き点検部会（2回）を開催し、以下に示す団体メンバーの参画により検討を行った。
 - 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
 - 川崎市福祉サービス協議会
 - 公益財団法人川崎市身体障害者協会
 - 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会
 - 川崎市育成会手を結ぶ親の会
 - 公益財団法人川崎市老人クラブ連合会
 - 川崎市視覚障害者福祉協会
 - 中原区肢体障害者協会
 - 高津区肢体障害者協会
 - 特定非営利活動法人川崎市ろう者協会
 - 高津区老人クラブ連合会
 - 地域子育て支援センターかじがや
 - 公益財団法人川崎市国際交流協会

(2) ワークショップの実施

- ・高齢者、障害者をはじめとする市民の方々、事業者、その他関係者の参加のもと、まち歩き点検により重点整備地区における具体的な問題点や課題を把握するとともに、点検結果を踏まえ、ワークショップにおいて問題点に対する対応策やバリアフリー化を行う経路等の検討を行った。

(溝口駅周辺地区バリアフリー基本構想改定)

- 第1回（平成28年10月21日）：まち歩き点検・ワークショップ、参加者数19名
- 第2回（平成29年1月20日）：点検等を踏まえた構想の改定素案について協議、参加者数21名

(3) 反映された主な事項

- ・市民の意見をもとに特定事業等全般について事業内容を決定している。
- ・バリアフリーまちづくり連絡調整会議やバリアフリーまち歩き点検部会を開催する中で目的施設や経路の追加を行った。

7. 法第25条第8項に定められている関係する機関の協議

(1) 公共交通事業者

協議相手機関	協議成立年月日
東日本旅客鉄道(株)	平成29年 2月16日
東京急行電鉄(株)	平成29年 2月16日

(2) 道路管理者

協議相手機関	協議成立年月日
建設緑政局	平成29年 2月16日
高津区役所	平成29年 2月16日

(3) 公安委員会

協議相手機関	協議成立年月日
高津警察署	平成29年 2月16日

8. その他

- ・道路特定事業等による特定経路等のバリアフリー化に加えて、これらの経路沿道の建築物・施設については、川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準等に基づいたバリアフリー化と相互に調整を図りつつ、一体的にバリアフリー化を推進する。
- ・特定事業等に位置づけられなかった整備課題については、重点整備地区のバリアフリー化実現のため、今後長期的視点に立った検討を進めていく。